別表(第2条関係)

　　道路占用料金表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年4月1日改定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 占用物件 | 単位 | 占用料 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 9,350 |
| 第2種電柱 | 14,300 |
| 第3種電柱 | 19,300 |
| 第1種電話柱 | 7,720 |
| 第2種電話柱 | 12,400 |
| 第3種電話柱 | 17,000 |
| その他の柱類 | 830 |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 83 |
| 地下に設ける電線その他の線類 | 50 |
| 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 8,180 |
| 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 5,010 |
| 変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所 | 1個につき1年 | 16,700 |
| 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 23,400 |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 16,700 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.04メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 190 |
| 外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの | 340 |
| 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 500 |
| 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 750 |
| 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 1,000 |
| 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | 1,500 |
| 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | 2,000 |
| 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | 3,500 |
| 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | 5,010 |
| 外径が1メートル以上のもの | 10,000 |
| 第32条第1項第3号に掲げる施設 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 14,800 |
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 16,700 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街および地下室 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.004を乗じて得た額 |
| 階数が2のもの | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が3以上のもの | Aに0.007を乗じて得た額 |
| 上空に設ける通路 | 11,700 |
| 地下に設ける通路 | 7,020 |
| その他のもの | 10,400 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 230 |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 23,400 |
| 令第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチ式であるものを除く。) | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 23,400 |
| 標識 | 1本につき1年 | 13,300 |
| 旗ざおおよび幕 | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルまたは1本につき1日 | 230 |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルまたは1本につき1年 | 23,400 |
| アーチ式工作物 | 車道を横断するもの | 1基につき1年 | 234,000 |
| その他のもの | 117,000 |
| 令第7条第2号に掲げる工作物 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 16,700 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料置場 | 板囲い、足場その他工事用施設および工事用材料置場 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 23,400 |
| 危険防止施設 | 8,640 |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 16,700 |
| 令第7条第8号に掲げる施設 | 上空、トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が2のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 階数が3のもの | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 階数が4以上のもの | Aに0.012を乗じて得た額 |
| 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの | 階数が1のもの | Aに0.004を乗じて得た額 |
| 階数が2のもの | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が3以上のもの | Aに0.007を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.024を乗じて得た額 |
| 令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が2のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 階数が3のもの | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 階数が4以上のもの | Aに0.012を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場 | 建築物 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が2のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 階数が3のもの | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 階数が4以上のもの | Aに0.012を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 令第7条第12号に掲げる器具 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| 令第7条第13号に掲げる施設 | 上空、トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| 階数が2のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 階数が3のもの | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 階数が4以上のもの | Aに0.012を乗じて得た額 |
| その他のもの | Aに0.024を乗じて得た額 |

備考

1. 金額の単位は、円とする。
2. 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
3. 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
4. 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。
5. 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
6. Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
7. 表示面積、占用面積もしくは占用物件の面積もしくは長さが1平方メートルもしくは1メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに1平方メートルもしくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとする。
8. 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、またはその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
9. 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。